

委員会活動

12月12日の本会議で付託された議案について、総務委員会（12月13日）、産業建設委員会（12月16日）、教育厚生委員会（12月17日）、予算審査特別委員会（12月19日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

また、閉会中に開催した決算審査特別委員会及び行財政改革特別委員会の審査内容をお知らせします。

総務委員会

付託された議案五件を審査しました。

○第七十二号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原市営陸上競技場、島原市営球場及び島原市営総合運動公園庭球場の管理を行わせるため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を経て、一般財団法人島原市教育文化振興事業団を指定管理者として指定しようとするもの。

〔質疑〕指定管理者の審査はどのように行っているのか。

〔答弁〕選定委員会を三回開催し、書類審査及び申請者からのヒアリングを行い、八人の委員がそれぞれ十七項目を二百点満点で採点している。指定の基準点数は設定していないが、過去の平均点を見て評価している。

〔質疑〕指定管理者が利益を出した場合は、市に返還させずに職員の給料等に反映させることはできないのか。

〔答弁〕職員の給与は毎年理事会で議

論されている。余剰金の返還額は人件費等の課題もあるので再度検討したい。

このほか、指定期間、公募方法、自主事業の計画等について質疑がなされました。

また、指定期間について「施設の管理には民間意識を導入すべきであり、五年間の指定では市民の声が反映されにくくなるので指定期間を短縮すべきである」との意見が出され、委員から修正案が提出されました。

修正案の内容は、指定期間を五年から三年に改めるため、指定期間の終期を平成三十一年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日に修正しようとするもの。

採決では、まず修正案について採決した結果、修正案を妥当と認め可決することに決定しました。次に修正可決した部分を除く原案について採決した結果、可決することに決定しました。

○第七十三号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原復興アリーナ及び島原市営平成町多目的広場の管理を行わせるため、

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を経て、一般財団法人島原市教育文化振興事業団を指定管理者として指定しようとするもの。

〔質疑〕野外ステージを活用して音楽イベント等を開催してはどうか。

〔答弁〕費用も含め、開催できるよう検討したい。

このほか、施設の利用状況等について質疑がなされました。



▲活用が望まれる復興アリーナの野外ステージ

また、指定期間について「若者が楽しめるイベントを開催する必要があり、五年間の指定では従来どおりの運営になってしまいうので指定期間を短縮すべきである」との意見が出され、委員から修正案が提出されました。

修正案の内容は、指定期間を五年から三年に改めるため、指定期間の終期を平成三十一年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日に修正しようとするもの。

採決では、まず修正案について採決した結果、修正案を妥当と認め可決することに決定しました。次に修正可決した部分を除く原案について採決した結果、可決することに決定しました。

○第七十四号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原市霊丘公園体育館・弓道場ほか五施設の管理を行わせるため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を経て、一般財団法人島原市教育文化振興事業団を指定管理者として指定しようとするもの。

〔質疑〕有馬武道館及び温水プールの耐震性は問題ないのか。

〔答弁〕耐震診断の義務がないので実

施していないが、多くの市民が利用する施設なので耐震診断の実施を検討したい。

このほか、施設の耐用年数、施設の管理等について質疑がなされました。

また、指定期間について「施設の管理には民間意識を導入すべきであり、五年間の指定では市民の声が反映されにくくなるので指定期間を短縮すべきである」との意見が出され、委員から修正案が提出されました。

修正案の内容は、指定期間を五年から三年に改めるため、指定期間の終期を平成三十一年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日に修正しようとするもの。

採決では、まず修正案について採決した結果、修正案を妥当と認め可決することに決定しました。次に修正可決した部分を除く原案について採決した結果、可決することに決定しました。

○第七十五号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原文化会館の管理を行わせるため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を経て、一般財団法人島原市教育文化振興事業団



▲老朽化が進む島原文化会館

を指定管理者として指定しようとするもの。

〔質疑〕雨漏りが止まらないと聞いているが状況は確認しているのか。

〔答弁〕大雨時には事務所の天井からの雨漏り、ロビーのガラス扉から浸みてくるとの報告があっている。このほか、使用料等について質疑がなされました。

また、指定期間について「施設の建

てかえを判断する時期に来ているので指定期間を短縮すべきである」との意見が出され、委員から修正案が提出されました。

修正案の内容は、指定期間を五年から三年に改めるため、指定期間の終期を平成三十一年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日に修正しようとするもの。

採決では、まず修正案について採決した結果、修正案を妥当と認め可決することに決定しました。次に修正可決した部分を除く原案について採決した結果、可決することに決定しました。

○議第四号議案 島原市議会議員定数条例の一部を改正する条例

市議会議員の定数を削減するため、この条例を改正しようとするもの。

〔質疑〕議員定数を十九人とした経過は。

〔答弁〕各会派で協議を行い、議員定数を十九人とする協議が整ったので今回提案した。採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

産業建設委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第七十一号議案 島原市営住宅条例の一部を改正する条例

福島復興再生特別措置法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るためこの条例を改正しようとするもの。

【質疑】本市に該当するような方はいるのか。

【答弁】復興再生特別措置法と配偶者暴力防止等法に基づく入居実績はないが、東日本大震災の関係で、被災者の一時的な入居として、福島県南相馬市から三世帯十人の入居があったことがある。

【質疑】単身入居の特例である配偶者等による暴力行為はどこが認定するのか。

【答弁】一時保護の認定は、配偶者暴力防止等法で規定されている配偶者暴力相談支援センターと婦人相談所が認定を行う。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



○第七十六号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原市有明の森フラワー公園の管理を行わせるため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を経て、有明ふるさと開発振興協会を指定管理者として指定しようとするもの。

【質疑】以前、物産館別館では焼き肉店を営業し、現在はレストランになっているが、物産館別館での飲食店の営業はどのような取り扱いになっているのか。

【答弁】指定管理者である有明ふると開発振興協会が、自主事業として焼き肉店を営業された。この事業による収入や経費は、指定管理

料に含んでおらず、指定管理者が独自に営業されたものである。しかし経営は赤字であったため、約一年半で閉鎖し、その後、施設の有効活用と、地元産品のPRを目的に二十五年七月からレストラン事業を始めている。今回のレストラン事業は、緊急雇用創出事業を活用し、市の委託事業として指定管理者である有明ふるさと開発振興協会が受託者となって運営をしているものである。

【質疑】指定管理による民営化の効果はどうか。また、入場者数及び物産館本館での販売額について、指定管理の前と後ではどのようになっているのか。

【答弁】昨年度はフラワー公園の花の植栽を市民一体となったイベントとして実施している。また、桜の開花時期には桜まつりとして、夜も物産館を開館し、ライトアップを行い、名所づくりの一環としてPRしている。指定管理の前後の比較は、物産館本館での販売額は、指定管理前の二十二年度が二千五百二十万円、指定管理後の二十三年度は二千八百二十万円、二十四



▲有明の森フラワー公園（建物は何産館本館）

年度は二千八百六十万円となっており、若干の増加傾向である。入場者数については、指定管理前の二十二年度が七万四千人、指定管理後の二十三年度が七万二千人、二十四年度は七万四千人となっている。

このほか、レストラン事業の運営経費や収益の取り扱い、緊急雇用創出事業終了後の運営方針、物産館本館での

委託販売のあり方等について質疑がなされました。

また、指定期間について「指定管理者が実施する事業において不安定な部分がある。指定管理の期間を短縮し、新たな事業展開の定着と組織を固めたうえで、本市産品の情報発信地として取り組む必要がある」との意見が出され、委員から修正案が提出されました。修正案の内容は、指定期間を五年から三年に改めるため、指定期間の終期を平成三十一年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日に修正しようとするもの。

採決では、まず修正案について採決した結果、修正案を妥当と認め可決することに決定しました。次に修正可決した部分を除く原案について採決した結果、可決することに決定しました。



教育厚生委員会

付託された議案一件を審査しました。

○第七十七号議案 公の施設の指定管理者の指定について

島原図書館及び有明図書館の管理を行わせるため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を経て、一般財団法人島原市教育文化振興事業団を指定管理者として指定しようとするもの。

〔質疑〕 今回の応募は、有明文化会館の指定管理者と同じ島原市教育文化振興事業団の一件だけだったようにだが、有明文化会館と有明図書館の指定管理者が別々になった場合、光熱水費や営業時間等はどうなるのか。

〔答弁〕 光熱水費等の扱いも含め、次の公募に向けて検討したい。

〔質疑〕 市は民間活力の導入と言うが、経費の縮減だけを目指しているような感じがする。市民のためにどのようにして文化的な高揚を目指すのか、そのためにはどういう図書館が必要なのかという視点が抜けていると思うがどうか。

〔答弁〕 設置者は市なので、指定管理者の運営は、市が常に指導、助言、

注意をしていくようにという意見も選定委員会で出されている。市としても指定管理者に対する意見を広く聞く懇話会的なものをつくるように考えている。

このほか、職員の給料、指定管理期間中に市の方針が変わった場合の対応等について質疑がなされました。

また、指定期間について「有明図書館と有明文化会館は同じ建物にあり、指定管理者が別々の団体になる可能性があるという矛盾を早く解消するためにも、指定管理の期間を短くするべきである」との意見が出され、委員から修正案が出されました。

修正案の内容は、指定期間を五年から三年に改めるため、指定期間の終期を平成三十一年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日に修正しようとするもの。

採決では、まず修正案について採決した結果、修正案を否決し、次に原案について採決した結果、原案のとおり可決することに決定しました。

予算審査特別委員会

付託された議案一件を審査しました。

○第七十八号議案 平成二十五年度島原市一般会計補正予算（第三号）

三億五千五百八十万三千円を追加し、予算の総額を二百三十二億七千八百八十九万二千元とする。

〔質疑〕 地域児童見守りシステムは平成十九年度に総務省のモデル事業として導入されたと理解しているが、システム更新は今回が初めてなのか。導入による効果の検証はどうか。

〔答弁〕 導入から七年目となるが、サーバー等の更新は今回が初めてとなる。内容自体の変更はない。二十三年度に実施したアンケートでは、九十七％の保護者から「役に立っている」との回答があっている。

〔質疑〕 農業用及び漁業用の燃油高騰対策事業補助金について、申請方法と交付時期はどのようになっているのか。

〔答弁〕 農業用の園芸施設については、農協の各生産部会等から市へ申請してもらうことになる。漁業用は、

島原漁協、有明漁協のそれぞれが事業主体となって市に申請してもらうことになる。購入実績に応じて交付することになるので早くて四月頃を予定している。

【質疑】地域の元気臨時交付金の内容は。

【答弁】二十四年度の国の経済対策として追加された補正予算により実施される公共事業の地方負担に対して、その八割から九割相当を交付金として還元し、地方の負担を軽減する趣旨の交付金である。島

原市は財政力により地方負担額の九割相当の約五億六千二百万円が認められた。この交付金は二十六年度での活用も認められており、

今回は市の単独事業に約二億九千百万円を充当し、残りの約二億七千百万円は基金に積み立てて、来年度の市単独事業の財源として有効に活用しようと考えている。

このほか、大三東漁港のしゅんせつ工事の概要、イノシシ捕獲報償金の増額理由、住宅リフォーム支援事業補助金等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

決算審査特別委員会

○第五十五号議案 平成二十四年度島原市一般会計歳入歳出決算

九月定例会で閉会中の継続審査として決算審査特別委員会に付託されていた第五十五号議案について、十月十六日、十七日の二日間にわたり審査を行いました。

歳入決算額は二百二十五億七千九百八十二万二千九百十七円で、一般財源が六十・六％、特定財源が三十九・四％の割合となっています。また、自主財源と依存財源で見ると、自主財源が二十八・四％、依存財源が七十一・六％となっています。

歳出決算額は二百二十億七千二百九十九万三千三百二十七円で、性質別では消費的経費が六十三％、投資的経費が一五・七％、その他の経費が二十一・三％となっています。

【質疑】島原市地方バス路線維持費補助金として約千四百万円を島鉄に補助しているが、補助対象となっている主なバス路線はどこのか。

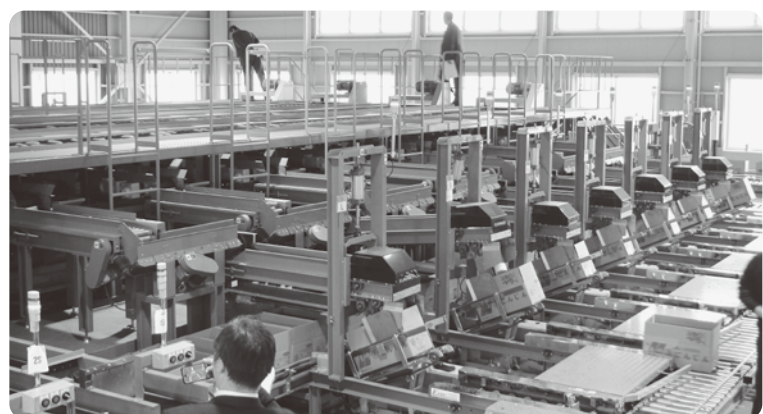
【答弁】島鉄では市内を通る五十数路線でバスを運行しており、その内

の二十八路線に対して補助している。主なものとして三会線、畜産線、仁田線、宇土の出口方面に出る路線、島原病院と辰元口を結ぶ路線等がある。



【質疑】農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業内容と成果はどうか。

【答弁】事業主体は農協であり、二十三年度と二十四年度の二年間で、三会地区の新港内にある島原地区ニンジン選果場の建物の更新と、ニンジン選果場の建物の更新と、ニンジン選果場の建物及び冷蔵庫の施設整備を行っている。成果として、従来のニンジン選果場の処理能力は日量四十トンだったが、今回の導入で日量七十トンとなり、



▲収穫された人参が自動で洗浄、選別、箱詰めされていく

適期収穫による出荷が順調に進むものと考えている。

【質疑】ジオパーク国際ユネスコ会議の残余金の取り扱いについて、ユネスコ会議の予算は、半島三市からの負担金や参加者の登録料、寄附金、各種補助金等で構成されているが、任意団体である島原半島ジオパーク推進連絡協議会の判断

で、市の一般会計から支出された負担金を含む残余金を特別会計として使うことは問題だと考える。

ユネスコ会議が終了し、清算をする時点で各市に相談するべきだったと思うが、市としてどのように考えているのか。

〔答弁〕三市から多額の負担金をいただいている以上は、市及び議会に説明をし、使途の相談もするべきだったと反省している。今後、ジオパーク推進連絡協議会の組織体制や規約についても検討し、事業内容等は負担金を支出している構成市の議会にも説明や報告をしていきたい。

〔質疑〕市税の現年度課税分の収納率が全税目で前年度より向上している。特に個人市民税は九十九・〇四％と非常に高くなっているが、二十四年度で特に取り組みを強化したものがあるのか。

〔答弁〕個人市民税は、法律上では所得税の源泉徴収をする事業所は、市県民税も特別徴収しなければならぬことになっているが、小規模の事業所においては特別徴収をしない事業所が多かった。それら

を数年前から県税事務所と連携して特別徴収の推進に取り組んだことにより収納率の向上が図られたと考えている。

このほか、町内会・自治会関係の補助金、社会福祉費における扶助費の財源内訳、電子決裁・文書管理システムの導入効果、高齢者福祉交通利用助成事業、国民健康保険事業特別会計操出金の推移、公衆便所の清掃のあり方、有害鳥獣駆除業務委託の実績、トラフグ放流事業の効果、温泉給湯事業の運営のあり方、緊急雇用対策事業、観光宿泊施設支援事業補助金の支給要件、道路補修の要望件数と実績、中学生海外派遣事業、市税の滞納と不納欠損の状況、市の債権管理のあり方等について質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。



行財政改革特別委員会

閉会中の十月二十八日に開きました。

委員会では、平成二十八年からスタートするマイナンバー制度の概要と市の取り組みについて説明を受け、個人情報情報の取り扱いや現行の広域電算で処理する場合と単独で実施する場合の経費やメリット、マイナンバーを含めた電算業務の単独実施の検討等の意見が出され、今後も引き続き検討することとしました。

また、島原市第四次行政改革大綱実施計画における公民館、市民窓口、ありあけ荘の民営化について取り上げました。主な意見は公民館でも各種証明書が発行できるような時代に即した市民サービスを提供すべきである。市民窓口での申請件数は減少傾向にあるので、市職員を減らして非常勤職員に移行してよいのではないか。市民窓口を民営化している自治体を参考にコスト削減やメリットを研究してほしい。ありあけ荘は部屋がせまく老朽化しているが、建てかえには市の負担が少ない方法で進めるべきである等の意見が出されました。

市議会からのお知らせ

インターネットで島原市議会会議録と会議のライブ・録画放送がご覧になれます。

市議会での審議内容や市政に対する一般質問の内容などを市民の皆様に広くお知らせするため、市議会ホームページで会議録を公開しています。ことばや発言者など、さまざまな方法で検索できますので、ご活用ください。

また、議会中継はケーブルテレビやFMしまばら（88.4メガヘルツ）のほか、インターネットでもライブ・録画放送が配信されていますので、ぜひご覧ください。

島原市議会ホームページアドレス <http://www.city.shimabara.lg.jp/gikai/>

市議会 ネット配信（ケーブルテレビジョン島原）<http://gikai.shimabara.tv/>